

富士市立保育園等における紙おむつ等月額定額制サービス提供事業仕様書

1 事業名

富士市立保育園等における紙おむつ等月額定額制サービス（以下「サービス」という。）提供事業

2 実施場所

富士市立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所（以下「保育園等」という。詳細は別紙のとおり。）

3 事業概要

保育園で使用する紙おむつ及びおしりふき（以下、「紙おむつ等」という。）を月額定額制で利用することができるものとする。利用については園児の保護者の希望制とする。

4 実施期間

- ・令和8年9月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、なかじま保育園及び鷹岡保育園については、令和8年9月1日から令和9年3月31日までとする。
- ・このうち、令和8年9月1日から同年10月30日までは無料トライアル期間とする。

5 事業内容

(1) 紙おむつ等の規格及び利用料金

- ・紙おむつ等は、国内で一般的に流通しているメーカーのものとし、紙おむつは利用園児の年齢に応じて必要なサイズ（S、M、L、BIG等）及びタイプ（テープ・パンツ）を取り扱うこととし、原則として全ての規格において同一メーカーの製品を提供することとする。
- ・おしりふきは、アルコールを含まないもので、一製品のみを提供することとする。
- ・紙おむつ等の利用枚数に上限を設けないこと。
- ・利用料金は「月額定額制」とし、園児1人につき1契約とする。

(2) 契約主体及び契約期間

- ・契約は事業者とサービスの利用を希望する園児の保護者（以下、「利用者」という。）が直接行う。
- ・契約期間は1か月ごととし、利用者からの申し出がない限り自動更新とすること。
- ・無料トライアル期間中に解約した利用者には利用料金を課さないこと。
- ・新たに利用を希望する者がいる場合、期間途中での新規契約を可能とすること。
- ・利用者が解約を申し出た場合、期間途中での解約ができ、同一年度内であっても解約後に再度の契約を可能とすること。
- ・契約及び解約方法はインターネットを使用するなど、利用者の負担軽減に対する措置を講じること。
- ・紙おむつ等の利用代金は、クレジットカード決済、口座振替、振込等により利用者から事業者が直接支払いを受けること。
- ・事業者は、当サービスに関する利用者等からの問い合わせ・苦情等について、丁寧かつ適切に対応すること。

(3) 納品体制・管理

- ・保育園等からの発注を受け、紙おむつ等を保育園等の指定する場所に直接納品すること。

- ・紙おむつ等の納品は保育園等の開所時間内とすること。
- ・汚染・破損等を生じた紙おむつ等を利用者に提供することがないように留意すること。
- ・事業者は利用園児名簿一覧等、利用者の一覧が確認できる資料を保育園等へ提供し、利用者等に変動がある場合は遅延なく保育園等へ報告すること。
- ・事業者は上記発注・在庫管理、利用園児名簿一覧等について、保育園等の業務負担軽減に対する措置を講じること。

(4) 利用料金の徴収等

- ・利用料金は月額定額制とし、利用料金の徴収（還付を含む。）については事業者と利用者との間で行う。

(5) その他

- ・導入前に保育園等への説明会を実施するとともに、保育園等向けの説明資料やマニュアルを作成・提供し、円滑な運営ができるように必要な措置を講じること。また、導入後にも、保育園等の求めに応じ、円滑な事業実施ができるようにサポートすること。
- ・ホームページ等にて利用者向けのQ&Aを作成する等、利用者の負担軽減に対する措置を講じること。
- ・提供事業者は、利用者に対して相談窓口を設け、本サービスに伴う苦情、要望には提供事業者が直接誠実に対応すること。提供される紙おむつ等の使用に伴う苦情（紙おむつによる肌荒れ等）についても同様とする。
- ・利用者アンケート等において出された意見を最大限反映するよう努めること。
- ・利用者が減少した場合においても、各保育園等に1名以上利用者がいる場合には、変わらずサービスを提供すること。提供事業者も利用勧奨に努めること。
- ・なかじま保育園及び鷹岡保育園については、令和9年4月1日に民間移管が予定されている。民間移管後も当該園の利用者が本サービスの利用を希望する場合、円滑に継続できるよう努めること。
- ・本事業を履行する事業者は、個人情報保護に関する方針を保有し、メール送付の誤送信防止や契約者名簿等保管など適切な個人情報保護措置を講じることとする。
- ・本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて本市と事業者が協議して定めるものとする。

(別紙)

導入施設一覧

令和8年6月1日現在

No	施設名	所在地	児童数(人)
1	第一保育園	富士市中央町 3-2-16	124
2	第二保育園	富士市今泉 4-3-11	85
3	第三保育園	富士市原田 1150-1	64
4	柏原保育園	富士市沼田新田 147-3	59
5	蓼原保育園	富士市蓼原 868-7	111
6	南保育園	富士市横割 1-9-28	133
7	なかじま保育園※	富士市中島 268-2	116
8	岩本保育園	富士市岩本 581-33	88
9	鷹岡保育園※	富士市久沢 256-1	82
10	浅間保育園	富士市入山瀬 4-9-3	81
11	てんま保育園	富士市天間 63	63
12	松野こども園	富士市北松野 1825-1	101
13	富士川こども園	富士市岩淵 58-16	63
14	南小規模保育事業所「みなみっこ」	富士市横割 5-10-1	10
15	天間小規模保育事業所「てんまっこ」	富士市天間 1047-1	10
16	森島小規模保育事業所「もりっこ」	富士市森島 160-1	10